北東アジア地域における日本からの入国（入境）・国内（域内）規制・手続き一覧

最終更新日		中国 4月25日	韓国 4月24日	香港 4月20日	台湾 4月24日	モンゴル 4月21日
入国・入境可否	※ビジネス目的の出張を想定。	可（ただし、滞在期間15日までの査証免除措置は暫定的に停止中）	可	可	可	可
入国・入境前	査証 （ビジネス目的の短期渡航）	2022年7月1日以降、業務短期商用（Mビザ）や外国人の中国における交流・訪問・視察（Fビザ）、それ以外のビザ（外国人就労許可取得するZビザなど）もすべて、地方政府発行の招聘状が不要に。ただし、ビザの種類によっては、中国に居留している家族からの招聘レターや関係組織による招聘状が必要とされる場合がある。経済・貿易・科学技術関連事業に従事するためにビザ申請可能。 2022年8月23日付で長期留学生用（X1ビザ）の申請受け付けを再開した。また、2023年8月24日以降、有効なAPEC（アジア太平洋経済協力）カードでの入国が可能となった。 なお、在日本中国大使館は2023年1月10日に日本国民に対する中国一般査証の発行を停止したが、1月29日から発給を再開した。 2023年2月1日付で、短期留学ビザ（180日以内）、高度人材向けビザの発給を再開した。 2023年2月22日付で、5月1日からAPECバーチャルカードでの入国を受け入れると発表している。	韓国入国後3日以内の長期滞在外国人がPCR検査を希望する場合、保健所で無料のPCR検査可能実施	2022年11月1日から日本や台湾、マカオなど8カ国・地域を対象としたビザなし入国の再開の活動範囲を以下のとおり公表した。 1.対象となるビザ：観光 2.通過（Transit、B-2-1） 2.活動範囲：観光、通過、商用、会議出席、家族訪問（ただし、就労や営利活動を除く） また、2023年4月1日から2024年12月31日までの間、日本を含む22カ国・地域に対し一時的に電子旅行許可制（K-ETA）の適用が免除された。日本の外交・公用旅券所持者に対するビザ免除措置は、2022年10月11日から既に再開している。	不要	日本国籍の場合、2022年9月29日午前0時以降（フライトスケジュールの台湾到着時間）、90日以内の短期滞在者に対する入境時のビザ免除措置を再開。	30日以内の短期滞在であれば不要
	ワクチン接種 （入国時隔離の免除のための接種回数など）	ワクチン接種による隔離免除等の規定はなし。	有効なワクチン接種証明書（3回目接種証明書）を保持している全ての入国者については、出発前の72時間以内の検査証明の提出が不要。	不要。2023年2月6日から、12歳以上の香港非居民に対するワクチン接種義務は撤廃された。	不要	不要
	PCR検査（陰性証明書の提示）	4月29日から、これまで実施を求めていた出発前48時間以内のPCR検査を、出発前48時間以内の抗原検査に切り替えることが可能となった。また、出発前の航空会社によるPCR検査または抗原検査の陰性証明書等の確認は行わない。 また、陰性の検査結果を取得した後、WeChatミニプログラム版、ネット版、アプリ版のいずれかの中国出入国健康申告書に記入し、申告の申請を行う必要がある。	2022年9月3日から、入国前に受けたPCR検査および迅速抗原（RAT）検査の陰性証明書の提出義務が廃止となった。	2023年4月1日以降、香港入境に際して、出国前検査（迅速抗原検査やPCR検査）の陰性証明書の提示は必要に。	2022年7月15日から、出発前48時間以内のPCR検査による陰性証明書提示は不要に。	不要
	その他	PCR検査で陽性となった場合についても、陰性が確認でき次第、渡航は可能。	入国前に検疫情報事前入力システム（Q-CODE）への登録が求められる。 2022年9月5日から、PCR検査陰性証明書の提出廃止に伴いQ-CODEの入力内容が変更された。 入国前に入力する内容は以下のとおり。 （1）個人情報（パスポート番号など） （2）入国および位置情報（出発国、航空便、国内在留地、連絡先など） （3）検疫関連情報などの入力後にQR発行（または印刷）		2022年12月10日以降は1週間あたりの入境者数上限を撤廃。 2022年7月25日から、ワーキングホリデー、ボランティア、布教活動、研修（宗教教義）、実習、国際交流などの事由による特別入境許可ビザ申請が可能となった。	入国・帰国者は入国・帰国前に、健康状態に関する質問票に正確に記入することが求められる。
	アプリ登録 （ワクチン接種証明に関して、ある場合）	中国税関出入国健康申告の登録が必要（入国時に健康電子入力完了画面のQRコードの提示が求められる）。	国内でのワクチン接種証明が必要な場合、電子証明アプリ「COOV」を使用。海外で接種した人は、保健所にワクチン接種証明書と隔離免除書を提示し、韓国国内での接種登録を行った後に電子証明書が発給される。	香港入境時のアプリ登録は不要。	不要	不要
	その他				なし	なし
入国・入境時	新型コロナ検査	2023年1月8日から、これまで義務付けていた到着時PCR検査は実施しない。	韓国政府は、これまで義務付けていた入国後1日以内のPCR検査を、2022年10月1日から廃止した。また、入国後3日以内の有症状者の場合、保健所で無料のPCR検査を受けることができる。	2022年12月29日より、到着時の空港でPCR検査を撤廃。	2022年9月29日から、空港での入境時のPCR検査は廃止。	不要
入国・入境時隔離		2023年1月8日から中国入国後の集中隔離措置は実施しない。 ただし、入国地および居留地によって隔離期間や自宅隔離期間やその運用が異なる場合がある。	出発国、ワクチン接種の有無に関わらず、すべての入国者の隔離を免除。	・政府指定の検疫ホテルにおける強制隔離措置は2022年9月26日より廃止。 ・また、2022年12月14日より、ワクチンパスの「黄色」コードが撤廃され、これにより入境後3日間の行動制限も廃止に（飲食店やフィットネスセンター、美容院などへの入場も入境直後より可能となった）。なお、2022年12月29日からはワクチンパス自体も廃止された。	2023年3月20日より入境後の7日間の自主防疫期間を撤廃。	不要
入国・入境後	新型コロナ検査	2023年1月8日から中国入国後のPCR検査および集中隔離措置は実施しない。	韓国入国後3日以内の長期滞在外国人がPCR検査を希望する場合、保健所で無料PCR検査可能実施	・2022年12月29日より、入境後のPCR検査および迅速抗原検査の受検義務は廃止に。 ・入境日を0日目として、入境後1日目から5日目までの迅速抗原検査の実施は「推奨」に変更。	新型コロナの症状が出た場合は、家庭用抗原検査を行う（入境時の検査キットの配布は3月1日より廃止）。陽性が確認された場合、軽症者および無症状者については2023年3月20日から隔離措置は撤廃され、通報も免除に。ただし、抗原検査で陰性になるまで、または陽性確認から10日間を自主健康観察期間とし て、同期間中に症状がある場合は不要不急の外出を避け、自宅等での休養を推奨されている。無症状の場合または症状緩解（解熱から1日以上経過）後には外出できるが、外出時にはマスクの着用が勧奨されている。	不要
	公共交通機関	原則として問題なく利用可能。ただし、感染拡大が深刻な場合は制限的な措置が取られる可能性もあるため、訪問先地域の最新状況を確認する必要がある。	国内の公共交通機関の利用制限はなし。	・公共交通機関等の利用について制限はない。	利用可能。	ワクチン接種有無等に関わらず利用可能
	店内飲食	原則として問題なく利用可能。ただし、感染拡大が深刻な場合は制限的な措置が取られる可能性もあるため、訪問先地域の最新状況を確認する必要がある。	利用可能。	可	利用可能。	ワクチン接種有無等に関わらず利用可能
	マスク着用義務など	2023年4月12日から公共交通機関利用時のマスク着用義務を撤廃し、「着用を推奨する」とした。また、スーパーマーケットや映画館など人が密集する密閉空間による場合なども「着用を推奨する」とした。一方で、屋外や職場、学校では「着用しなくてもよい」とした。 なお、下記6つの場面では「着用が必要」としている。 ・新型コロナウイルスの検査で陽性と判定された場合 ・発熱・せきなどの症状がある場合 ・社区や学校で新型コロナウイルス感染が拡大した場合 ・医療機関に行く場合 ・養老施設、社会福祉施設など感染リスクが高いとされる施設を訪れる場合 ・養老施設、社会福祉施設、保育施設、学校など主要施設における医療や飲食、清掃、警備など公共サービスを提供する人員の勤務時間中	2023年3月20日から室内および医療機関・薬局、公共交通機関でのマスク着用義務がなくなった。今後は自発的な着用が求められる。	マスク着用義務は2023年3月1日より廃止。	2022年12月1日以降、公共交通利用時などを除き、屋外でのマスク着用義務が撤廃。2023年2月20日以降は、病院や薬局などの医療機関、高齢者施設、長期ケア施設、公共交通機関内などのCDCが指定する場所および、発熱などの症状がある場合を除き、屋内でのマスク着用は自由となる。4月17日以降は、医療機関および救急車内を除き、屋内での着用義務は撤廃。ただし、発熱などの症状がある場合や、公共交通機関および特定の交通手段（福祉車両、スクールバス、幼稚園バス、通学送迎バス）を利用する場合は、着用を推奨するとしている。	マスク未着用の場合の罰則規定はなし （ただし、MIATモンゴル航空の機内ではマスクの着用義務あり）
主な国内・域内規制・留意点	外出制限・国内・域内移動制限	2023年1月8日より、中国国内のリスク地区の指定は行われない。ただし、12月27日に公表された「重点施設・機関・人員に関する乙類対応の防疫ガイドライン」によると、感染拡大が深刻な場合は、短期的に人流減少のための各種措置を取ることができるとされており、訪問先地域の感染状況や関連規制措置の有無を確認する必要がある。	感染者の7日間隔離義務などの現状措置は継続。	香港域内の移動制限なし。	なし	なし
	事業活動制限 （一時閉鎖措置、休業命令等）	2023年1月8日より、中国国内のリスク地区の指定は行われない。ただし、12月27日に公表された「重点施設・機関・人員に関する乙類対応の防疫ガイドライン」によると、感染拡大が深刻な場合は、短期的に人流減少のための各種措置を取ることができるとされており、訪問先地域の感染状況や関連規制措置の有無を確認する必要がある。	制限なし。	2022年12月29日より行動・営業制限等防疫措置を撤廃。	なし	なし
	現地で新型コロナ感染が疑われる場合／陽性判明後の主な対応	2022年12月26日に発表された「新型コロナウイルスによる感染に対して「乙類として分類し、乙類として管理する」を実施する全体計画案の通知」によると、重篤な基礎疾患のない無症状感染者、軽症者は自宅隔離、一般的な症状の患者、高齢で重篤な基礎疾患があるものの容体が安定している無症状感染者・軽症者は準指定医療機関で治療を行う、肺炎を主要な症状とする重症者、重篤者、血液透析を必要とする患者は指定医療機関で集中治療を受ける、基礎疾患がある重症者、重篤者、および基礎疾患がある未端医療機関や準指定医療機関の治療能力を超える場合は3級病院で治療を受ける。		2023年1月30日より感染者に対する隔離措置を撤廃。	新型コロナの症状が出た場合は、家庭用抗原検査を行う（入境時の検査キットの配布は2023年3月1日より廃止）。陽性が確認された場合、軽症者および無症状者について同年3月20日から隔離措置は撤廃され、通報も免除に。なお、同年1月1日から健康保険を持たない非台湾籍の入境者が台湾滞在期間中に新型コロナに感染した場合の治療費は自己負担となった。健康保険を持たない非台湾籍の入境者が抗原検査で陽性となった場合、各地方当局が定めた「非台湾籍入境者新型コロナ自費診療所」で診療を受ける必要がある。	検査で陽性確認後、地域のかかりつけ医から連絡がある。症状によって、自宅隔離か入院か医師が判断。自宅隔離の場合は7日間。
	その他	入境時の検疫で健康申告に異常があるか、あるいは発熱等の症状が出た者は、税関で抗原検査を行い、その結果が陽性であれば、重篤な基礎疾患のない無症状感染者あるいは軽症者であれば、自宅や滞在先で隔離あるいは療養を行うことができる。それ以外の状況であれば、すみやかに医療機関での治療を受けることが奨励されている。	韓国国内でPCR検査を受診できる医療機関として、310機関が公表されている。			
参考URL	ジェトロ	2023年2月6日記事参照	2022年10月21日記事参照	2023年1月5日記事参照	2023年3月13日記事参照	2022年9月5日記事参照
	日本外務省	在中国日本大使館	在韓国日本大使館	在香港日本国総領事館	在北駐日経済文化代表処	在モンゴル日本国大使館
	現地政府	在日本中国大使館	在日本大韓民国大使館	香港政府	中央流行病予防指導センター（CDC）	Immigration Agency Of Mongolia

（注1）定められた回数のワクチン接種を終え、かつ最終接種日から14日間経過している必要がある。

(免責事項) 本資料は調査日時点の情報を元にした参考資料であり、各国政府により制度・運用が変更されている場合があります。ご利用にあたっては必ず最新の政府発表などをご確認ください。本資料で提供している情報は、ご利用されるご方のご判断・責任においてご使用下さい。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用されるご方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。